

⇨ 出向に伴う較差補てん金

Q : 当社では、使用人を子会社に出向させようと思っておりますが、子会社の給与ベースが低いので、補てん金を支給する予定です。この場合の取扱いは、どうなりますか？

A : 較差補てん金は、本人に対する給与となります。

【解説】

出向元法人が、出向先法人との給与条件の較差を補てんするため出向者に支給する金銭は、出向者に対する給与となりますので、出向元から支給する場合、出向先法人を通じて支給する場合のいずれも、その出向元法人の損金の額に算入することができます。

なお、この場合の源泉所得税の取扱いは、次のようになります。

① 直接出向者に支給する場合

一方の会社(通常出向先法人)では月額表の甲欄を適用して税額を計算し、他方(通常出向元法人)では、月額表の乙欄を適用して税額を計算して源泉徴収を行います。

② 出向先法人を通じて支給する場合

この場合には、出向者は1ヶ所から給与を受けることとなりますので、出向元法人では源泉徴収をせず、出向先法人において出向者に対する給与総額に対する所得税の源泉徴収を行います。

